

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人佐波福社会 行動計画

男女問わず、ワークライフバランスの取れた働き方ができる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2. 内容

【女性活躍推進法】

目標1：活躍の場を広げるため、介護支援専門員資格取得の奨励と支援を図る（1名以上の資格取得）。

〈対策〉

- 令和7年4月～ 支援制度の周知
内容：受験日前後の勤務シフト調整、試験合格後の研修については業務扱いとし、報奨金を支給する。
- 令和8年4月～ 制度周知用のチラシを作成し、掲示する。

【

目標2：育児休業または子の看護等休暇の取得促進を図る。

〈対策〉

- 令和7年 4月～ ◎育児・介護休業規程を改正し、制度の対象を拡大する。
- 令和8年 4月～ ◎制度に関する要点をまとめたパンフレット等を作成し、掲示等により周知するとともに、対象職員には個別に働きかける。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

(令和7年3月1日現在)

	事務職		介護職等	
男女別の育児休業取得率（区）	男性	－%	男性	50%
	女性	100%	女性	100%